第五十二条の見出し中「掲示」を「掲示等」に改め、同条中「政令の」を「政令で」に、「氏名等」を「氏名その他政令で定める事項」に改め、同条に次の三項を加える。

中央選挙管理会は、審査に付される裁判官の氏名及び告示番号を、インターネットの利用その他の適切な方法により、審査人に周知させなければならない。

都道府県の選挙管理委員会及び市町村の選挙管理委員会は、審査に付される裁判官の氏名及び告示番号を、インターネットの利用その他の適切な方法により、審査人に周知させるように努めなければならない。

在外公館の長は、審査に付される裁判官の氏名及び告示番号を、第二十六条の規定によりその例によることとされる公職選挙法第四十九条の二第一項第一号の規定による審査の投票をしようとする審査人に知らせなければならない。

第五十四条第二項中「第三項」を「第三項並びに」に改め、「並びに別記様式備考第二号」を削る。

別記様式を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（適用区分）

第二条　この法律による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法（以下この項において「新法」という。）の規定（新法第二十四条、第二十八条第二項及び第三十一条第二項の規定を除く。）は、この法律の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後その期日を告示される審査（最高裁判所裁判官国民審査法第一条に規定する審査をいう。以下この条において同じ。）について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された審査については、なお従前の例による。

2　次条の規定による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第百七十九号）第二十条の規定は、施行日以後その期日を公示され又は告示される国会議員の選挙、審査又は日本国憲法第九十五条の規定による投票について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された国会議員の選挙、審査又は日本国憲法第九十五条の規定による投票については、なお従前の例による。

（国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正）

第三条　国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「とする」を「及び当該国会議員の選挙等の期日の公示又は告示の日現在において在外選挙人名簿に登録されている選挙人の数の合計数とする」に改め、同条第二項中「国会議員の選挙」を「日本国憲法第九十五条の規定による投票」に、「」とあるのは」を「及び当該国会議員の選挙等の期日の公示又は告示の日現在において在外選挙人名簿に登録されている選挙人の数の合計数」とあるのは」に改め、「に当該選挙の期日の公示又は告示の日現在において在外選挙人名簿に登録されている選挙人の数を加えた数」を削る。

総務大臣　寺田　稔
法務大臣　齋藤　健
外務大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一

港湾法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年十一月十八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一

法律第八十七号

港湾法の一部を改正する法律

第一条　港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の一部を次のように改正する。

「第八章　港湾の適正な管理運営等に関する措置（第四十四条―第四十五条）
第一章　港湾の適正な管理運営等に関する措置（第四十四条―第四十五条）
第二節　港湾の滞船の利用に関する措置（第四十四条）
第三節　特定港湾の場合における港湾管理者の情報提供業務に関する措置（第四十四条の二）
第四節　港湾に関する要請に基づく港湾管理者の情報提供業務に関する措置（第四十四条の三）
第五節　港湾の効果的な利用に関する措置（第四十四条の四）
第六節　協議会（第四十五条）
第二章　特定港湾の脱炭素化推進計画（第四十五条の二）
第三節　国際旅客船拠点形成計画（第四十五条の三―第四十五条の五）
第四節　港湾の環境整備計画（第四十五条の六）
第三章　港湾の維持及び港湾管理者による港湾施設の管理（第四十五条の七―第四十五条の九）
第四章　国土交通大臣が行う港湾の維持及び災害復旧に関する措置（第四十五条の十―第四十五条の十四）
第五章　港湾工事等の施工に係る技術上の基準（第四十五条の十五）
第六章　港湾の区域内の公有水面の埋立て及び埋め立てた土地の利用に関する措置（第四十五条の十六―第四十五条の二十二）
第七章　港湾施設の建設及び改良の事業に対する国の負担及び補助（第四十六条・第四十七条）
第八章　雑則（第四十八条―第四十八条の四）
第九章　港湾の脱炭素化推進協議会（第四十九条―第五十条）
第十章　港湾における特定荷役技術の登録（第五十条の二―第五十条の十一）
第十一章　港湾における技術基準対象施設の技術上の基準（第五十一条―第五十一条の五）
第十二章　港湾における特定機械の検査（第五十二条―第五十二条の十）
第十三章　罰則（第五十三条―第六十六条）」

を次のように改める。

目次中「第八章　雑則（第四十四条―第六十六条）」を

法律第八十七号

港湾法の一部を改正する法律

第一条　港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の一部を次のように改正する。

「第八章　港湾の適正な管理運営等に関する措置（第四十四条―第四十五条）
第一章　港湾の適正な管理運営等に関する措置（第四十四条―第四十五条）
第二節　港湾の滞船の利用に関する措置（第四十四条）
第三節　特定港湾の場合における港湾管理者の情報提供業務に関する措置（第四十四条の二）
第四節　港湾に関する要請に基づく港湾管理者の情報提供業務に関する措置（第四十四条の三）
第五節　港湾の効果的な利用に関する措置（第四十四条の四）
第六節　協議会（第四十五条）
第二章　特定港湾の脱炭素化推進計画（第四十五条の二）
第三節　国際旅客船拠点形成計画（第四十五条の三―第四十五条の五）
第四節　港湾の環境整備計画（第四十五条の六）
第三章　港湾の維持及び港湾管理者による港湾施設の管理（第四十五条の七―第四十五条の九）
第四章　国土交通大臣が行う港湾の維持及び災害復旧に関する措置（第四十五条の十―第四十五条の十四）
第五章　港湾工事等の施工に係る技術上の基準（第四十五条の十五）
第六章　港湾の区域内の公有水面の埋立て及び埋め立てた土地の利用に関する措置（第四十五条の十六―第四十五条の二十二）
第七章　港湾施設の建設及び改良の事業に対する国の負担及び補助（第四十六条・第四十七条）
第八章　雑則（第四十八条―第四十八条の四）
第九章　港湾の脱炭素化推進協議会（第四十九条―第五十条）
第十章　港湾における特定荷役技術の登録（第五十条の二―第五十条の十一）
第十一章　港湾における技術基準対象施設の技術上の基準（第五十一条―第五十一条の五）
第十二章　港湾における特定機械の検査（第五十二条―第五十二条の十）
第十三章　罰則（第五十三条―第六十六条）」

に改める。